

国労本部電送№.170	発信日	発 信	責任者	受領者
	2026 年 6 月 16 日	業務部		

貨物会社 <団体交渉速報>

2026年度夏季手当

「基準内賃金の1.8箇月分」を回答！ 社員の期待を踏みにじる「低額回答」に断固抗議する！

本部は本日（6月16日）、15時00分、貨物会社から「2026年度夏季手当の支払いに関する申し入れ（国労闘申12号）」に対して「基準内賃金の1.8箇月分」とする回答を受けた。支払日は「7月7日」とした。（添付回答書参照）

席上本部は、「生活必需品の相次ぐ値上げで生活は厳しさを増している中、回答は物価高騰に追いつかず、生活改善には程遠いもので、国労要求からも大きく乖離する低額回答に社員と家族は落胆しかない。この間、自然災害への対応や不正作業により失墜した貨物会社の信頼回復のため、昼夜を問わず努力を続けてきた社員に何ら報いることなく、経営課題を最優先する姿勢は社員に責任転嫁するものでしかない」として、①経営課題を前面に低額回答ありきの全く誠意の見られないものでしかない。②厳しい経営状況である中においても、設備投資は計画通り進めるとしていることから、社員に対しても誠意ある回答で応え、日々の労苦に報い、将来展望を示すことが求められている。③環境問題をはじめとしたモーダルシフトの流れが強まり、これまでにない貨物鉄道輸送への追い風がある中で「公共輸送機関」の使命として安全輸送に努力する社員感情を逆撫でするものでしかない。④期末手当は大事な「生活給」であり、社員の生活に責任を持つのが会社の責務であることから、貨物会社で働き続けられる希望を示すことが求められており、若年社員の定着を目指す会社主張を自ら否定する回答である。⑤これまで国労が指摘し続けている分割民営化からの構造矛盾を放置し、数々の根幹問題を先送りし、社員犠牲の経営を続けている経営陣の責任は重大である。と厳重に抗議を行った。

これに対し、会社は、「貴組合の指摘は受け止めるが、会社として最終判断した中身であり、最終回答である」との見解に終始した。

最後に本部は、本日の夏季手当の低額回答は、社員と家族の生活実態を全く無視したものであり到底認められるものではなく「極めて不満である」と重ねて抗議し、取り扱いについては「持ち帰り」とした。

尚、オープンは16時00分となっているので資料の扱いについては注意すること。

以 上